

平成 25 年度 事業シート

第5次廿日市市総合計画（後期基本計画）

基 本 目 標 1 健やかな暮らしを支え、安全で快適に暮らせるはつかいち
政 策 目 標 1 安全で安心して暮らせるまちに
重 点 的 取 組 1 犯罪や交通事故などが少ないまちをつくる

担当課名				環境産業部 商工労政課
予 算 科 目	会 計	01	一般会計	
	款	06	商工費	
	項	01	商工費	
目	目	02	商工業振興費	

事業名	消費生活相談事業	事業開始年度	平成 14 年度
	消費生活センターの運営	根拠法令 条例 個別計画等	消費者安全法第8条第2項及び第10条第2項

1 事業の目的、意図

目的	【対象】誰の(何の)ために	【目指す姿・意図】(いつまでに、どういう状態に)
	市民 (特に消費者被害に遭った人、消費生活センターへの相談者)	○消費者と事業者の間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け、助言やあっせんなどを行うことで消費生活トラブルを解決する。 ○消費者被害の未然防止を目的として、消費生活に関する情報提供を行う。

2 事業の実施主体・関係団体・役割

実施主体	関係団体(パートナー)	事業実施に係る市役所(職員)の役割
市	消費生活センター	・消費生活に関する庶務全般 ・消費生活相談員の連絡調整、労務管理

3 平成 25 年度 決算（事業の内容・コスト情報・目標到達見込）

実施した事業の内容（活動実績）

・消費生活相談の実施

・消費生活センターの運営

専門的な知識及び経験を有した消費生活相談員を配置し、電話・面談により、消費生活全般に関する相談に応じ、対応方法のアドバイス、業者との仲介及び専門機関への照会等の支援を行い、消費者被害の未然防止及び消費生活トラブルの解決を図った。

○相談件数

平成25年度 834件 / 平成24年度 699件

○開設日

月曜日～金曜日（ただし祝日及び年末年始を除く。）

○開設時間

9時～16時（ただし12時～13時を除く。）

・事業費関連

【歳入】

広島県消費者行政活性化事業補助金（県費）

2,367,278 円

【歳出】

消費生活相談員報酬

4,100,400 円

消費生活相談員交通費・研修旅費

284,185 円

消費生活相談員社会保険等

28,789 円

消耗品費

23,285 円

電話料・インターネット接続使用料（12ヶ月）

124,561 円

チラシ印刷製本費

141,750 円

チラシ折込手数料

143,369 円

コスト情報（円）

項 目		平成 24 年度決算	平成 25 年度決算①	①のうちH24から繰越	H25からH26へ繰越
財源内訳	直接事業費 A	4,255,180	4,846,339		
	国庫支出金	1,346,000			
	県支出金	527,256	2,367,278		
	借入金（市債）				
	その他（使用料など）				
	市（市税など）	2,381,924	2,479,061		
人件費（按分）B		0.20 人 1,754,400	0.60 人 5,091,600		
総事業費（A+B）		6,009,580	9,937,939		
ト換算単位コスト	① 人口（4月1日現在）	118,000 人	117,680 人		
	市民1人当たり	51	84		
	②				

到達目標

活動及び成果指標		単位	H24実績値	H25目標値	H25実績値	H27目標値	備考
活動	消費生活相談の受付	件	699	615	834	600	
成果	消費生活相談の内容に応じた助言	件	574	515	674	500	
	消費生活相談の斡旋	件	65	61	126	60	